



こととなります。被扶養者名と記載しておくこの紙を家族でまわしもって使用するということになります。注意書きには、有効期間は 20 日間で、事業主から従来のカード式の保険証を渡されたら、事業主にこの紙を返し、事業主は社会保険事務所に提出するようにと書かれています。  
旧カードから新カードへの移行期間だけならいいのですが、返却方法等とても面倒ですよね。つい忘れてしまいそう。

### ●西尾の疑問

協会けんぽの理念の中の、キーコンセプトの一つにこう書かれています。  
事業主及び被保険者への**質の高いサービスの提供**。  
質の高いサービスとは、被保険者の利便性を考慮し、従来可能であったサービスを継続することから始まるのではないのでしょうか。

---

### ★トピックス～今度の給料から変わっているかも～

国民年金、厚生年金とも、その保険料率は毎年アップしています。

でも、アップする時期が違います。

国民年金は、4月分の保険料から。  
厚生年金は、9月分の保険料からです。

ですから、大体、10月に受け取るお給料から、厚生年金の保険料が変わっているはずですよ。

平成20年度8月までの保険料率は1000分の149.96  
平成20年度9月からの保険料率は1000分の153.5

ですので、たとえば標準報酬月額が30万円の方の場合、  
事業主と折半した後の、実質支払保険料は

平成20年8月までが、2万2,494円  
平成20年9月からが、2万3,025円

と、531円アップします。

で、これは折半した後の保険料なのですから、本来の保険料額は  
この2倍ですよ。

ざっとお給料の15%が保険料に持っていかれているわけで、  
こう考えてみると、厚生年金保険料は、  
将来の給付水準を考えると、とても高い、と私でさえ思います。

---

~~~~~編集後記~~~~~

体育の日を加えての三連休、皆様はいかがお過ごし  
でしたか？

所用で東京に行っていた友人の話では、月曜午後の新幹線は  
東京ディズニーランドの袋を山ほど抱えたカップルや家族連れで  
いっぱいだったとか。

暑くもなく寒くもなく、ディズニー観光に最適のシーズンでは  
ありますが、  
金融不安はどここの国の話？という感じだったそうです。

それが、ほんとなら、日本人で結構

太っ腹なのかも。

~~~~~

\*\*\*\*\*

**年金についてのご相談なら**

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント  
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 \*

\*\*\*\*\*

-----  
働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>  
-----